

新宿区立幼稚園2号認定保護者のうち
認可外保育施設等を利用されている皆様へ

新宿区教育委員会事務局
学校運営課長 内野 桂子
(公印省略)

施設等利用費の交付手続について

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に基づき、幼稚園保護者の皆様に施設等利用費（令和4年4月分～令和4年9月分）の給付（無償化に対応した給付）について、下記のとおりご案内させていただきます。

手続に漏れが無いように内容のご確認をお願いします。

記

1 今回、手続を行う必要がある方

今回、項番2で示した手続を行う必要がある方は、以下の(1)と(2)の両方に当てはまる方のみです。新宿区立幼稚園の預かり保育のみ利用している方は手続の必要はありません。

- (1) 令和4年4月から令和4年9月までの期間に新宿区から施設等利用給付認定の2号認定を受けている園児保護者の方
- (2) 新宿区立幼稚園の預かり保育以外に、認可外保育施設、一時保育、病児・病後児保育及びファミリーサポート事業のいずれかを利用した園児保護者の方

2 施設等利用費の交付手続について

以下の手順に沿ってお手続きください。

手順1

お子さんが利用されている、認可外保育、一時保育及び病児・病後児保育を提供している施設に「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」の作成を依頼し、作成されたものを受け取ってください。「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」の様式は、本通知に同封しています。

手順2

保護者の方が「施設等利用費交付請求書」を作成してください。「施設等利用費交付請求書」も、本通知に同封しています。なお、作成に当たっては、「施設等利用費交付請求書」【作成例】を、必ず確認してください。

手順3

「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」及び「施設等利用費交付請求書」を、令和4年10月18日（火）までに、ご郵送にて学校運営課幼稚園係（住所裏面下部参照）に提出してください。

3 施設等利用費の入金時期

令和4年11月中の入金を予定しています。

ただし、提出締切である令和4年10月18日を過ぎてから書類の提出があった場合は、入金時期は12月以降にずれ込む場合があります。

4 施設等利用費の制度説明について

(1) 幼稚園の保育料の無償化

新宿区立幼稚園の保育料は、令和元年10月から無料となっているため、特に必要な手続はありません。

(2) 区立幼稚園の預かり保育利用料の無償化

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」(2号認定)を受けた園児保護者の方については、新宿区立幼稚園の預かり保育の利用料を令和元年10月から実質無償化しているため、特に必要な手続はありません。(預かり保育の利用料に対応した施設等利用費(無償化に対応した給付)は、新宿区教育委員会事務局学校運営課が、国や東京都から保護者の代理で受領することにより、区が保護者から預かり保育の利用料を徴収する事務を省略しています。)

(3) 認可外保育施設等の利用についての無償化

「保育の必要性の認定」(2号認定)を受けた園児保護者の方は、認可外保育施設等の利用料も補助対象になります。この場合の補助金額は、無償化の月額上限額である1万1,300円から新宿区立幼稚園の預かり保育の月額利用料を差し引いた金額が、上限となります。

【問合せ・提出先】〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係 (区役所第一分庁舎 4階 2番窓口)

電話 03-5273-3103 (直通) FAX 03-5273-3580